

調 査 の 概 要

1 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による「農業，林業」（林業に限る。）、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」

(3) 事業所

事業所母集団データベース（令和4年次フレーム）の事業所を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから、産業、事業所規模別に層化し、無作為に抽出した約14,000事業所

(4) 個人

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから無作為に抽出した約18,000人（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

3 調査の対象期間

原則として令和7（2025）年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については過去1年間（令和6（2024）年11月1日～令和7（2025）年10月31日）とした。

4 調査事項

(1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、メンタルヘルス対策に関する事項、産業保健に関する事項、腰痛予防対策に関する事項、労働災害防止対策に関する事項、業種別労働災害防止対策に関する事項、熱中症予防対策に関する事項、化学物質のばく露防止対策に関する事項

(2) 個人調査

労働者の属性等に関する事項、勤務の状況に関する事項、仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項、長時間労働に関する事項

5 調査の方法

(1) 事業所調査

厚生労働省が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において記入した後、厚生労働省に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

(2) 個人調査

厚生労働省が直接、調査票を個人調査の対象となった事業所へ郵送し、当該事業所が抽出要領に基づき、調査対象労働者を抽出して調査票を配布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所がまとめて厚生労働省へ郵送又は調査対象労働者が厚生労働省へ郵送若しくは調査対象労働者がインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により提出する方法により実施した。

6 集計・推計方法

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比を算出した。

7 調査系統

厚生労働省－報告者（事業所調査）

厚生労働省－調査対象事業所－報告者（個人調査）

8 有効回答率

事業所調査	:	調査対象数	14,050	有効回答数	8,054	有効回答率	57.3%
個人調査	:	調査対象数	18,553	有効回答数	8,393	有効回答率	45.2%

9 調査結果利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」 該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないことを示す。
- ② 「－」 該当する数値がないことを示す。
- ③ 「＊」 調査対象数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。

(2) 構成比は四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならないことがある。

(3) 「事業所規模」は、調査対象事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。